

高森町伴走型相談支援および 出産・子育て応援交付金について

高森町では、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援、妊娠期・出産後に経済的支援を行います。

伴走型相談支援

すべての妊婦、子育て家庭に寄り添い、心配事や悩みを相談しながら、出産・育児に向けてのイメージづくりや、必要なサービス・サポートをお伝えします。

妊娠届出時から出産後において、保健師や助産師等が面談やアンケートを行い、不安や悩みをお聞きし、情報提供等の支援を行います。

◆ 面談のタイミング

1. 妊娠届出時
2. 妊娠8か月頃（希望者等）
3. 出産後（2か月訪問）

経済的支援【出産・子育て応援交付金】

出産・育児関連用品の購入や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図るための応援金として、下記の給付金を給付します。

◆ **出産応援給付金**：妊婦 1人当たり5万円

◆ **子育て応援給付金**：子ども1人当たり5万円

※この給付金とは別に、「高森町笑顔があふれるまち出産祝金」5万円も給付しています。

出産・子育て応援給付金の給付を受けるには、
申請及び伴走型相談支援の面談やアンケートへの回答が必要です。

伴走型相談支援と経済的支援の流れ



妊娠

出産

子育て

～ 妊娠中から出産・子育てまで切れ目のない相談支援 ～

母子手帳交付時

- ・面談
- ・アンケート
(妊婦さんへのおたすね票)
- ・出産応援給付金
申請手続き

妊娠7～8か月頃

- ・アンケート
(自宅に郵送します。)
- ・面談
(必要に応じて実施します。)

出生届出時

- ・子育て応援給付金
申請のご案内
(アンケート、申請書をお渡し
します。)

2か月訪問時

- ・面談
- ・アンケート
- ・子育て応援給付金
申請手続き

出産応援給付金
5万円給付

子育て応援給付金
5万円給付

対象者および給付金申請方法について

妊娠届出、出生届出をした時期により、給付金申請の時期、申請方法が異なりますので下記の表を参考にご確認ください。

対象者	給付金内容	給付金申請について
① 令和4年4月1日から令和5年2月7日までに 出産され、令和5年2月7日までに出生届出書を提出した方	• 出産応援給付金 5万円 • 子育て応援給付金 5万円 計 10万円 (双子の場合は… 子育て応援給付金 10万円 計 15万円)	令和5年2月下旬より対象の方へ、アンケート・申請書類等を郵送します。 アンケートと申請書を提出いただいた方へ、順次給付金をお支払いします。
② 令和4年4月1日から令和5年2月7日までに 妊娠届出を提出した方 ※①に該当する人は除く	• 出産応援給付金 5万円	
③ 令和5年2月8日以降に 妊娠届出書を提出した方	• 出産応援給付金 5万円	妊娠届出時に窓口にて 出産応援給付金の申請手続き についてご案内します。
④ 令和5年2月8日以降に 出生届出書を提出した方	• 子育て応援給付金 5万円 (双子の場合は10万円)	出生届出時に出産応援交付金の申請手続きについてご案内し、申請に必要な申請書とアンケートをお渡しします。 2か月訪問時に、申請書とアンケートのご提出をお願いします。

※①または②に該当する方は、給付金の給付にあたっての面談は必要ありません。

※ ②に該当する方のうち、流産などの理由で妊娠の継続がされていない方も、出産応援給付金の給付対象となります。

※ 令和5年2月8日以降、高森町に転入された方へ
出産・子育て応援給付金は国の交付金事業のため、転入前の住所地で同様の給付金をお受けになられた方は、高森町での給付対象とはなりません。
伴走型相談支援については、ご希望に応じて対応いたします。

お問い合わせ先

高森町役場 健康福祉課 健康係

電話：0265-35-9412